

京都市北区総合庁舎自動販売機設置仕様書

京都市文化市民局地域自治推進室（以下「地域自治推進室」といいます。）が行う京都市北区総合庁舎における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、市有財産を有効活用することで、財源確保及び市民サービスの向上を図ることを目的として京都市北区総合庁舎に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地，設置場所，寸法上限

施設名称：京都市北区総合庁舎

所在地：北区紫野東御所田町33番地の1

設置場所：庁舎2階（区民交流会議スペース内）

寸法上限：W1200×D800×H1900

(2) 最低使用料

最低使用料（税込）：2,290円

(3) 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に、地域自治推進室と協議のうえ設置してください。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。

(5) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(6) 意匠

自動販売機の意匠については、事前に地域自治推進室に提示したうえで、承諾を得てください（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。

屋外に設置するものについては、京都市の景観条例に適合するものとしてください。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に地域自治推進室と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に地域自治推進室に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る。)

について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類(注)を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に係すると認められる者でないこと

(ア)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(イ)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(ウ)乙が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契

約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、下記の書類を提出してください。（ただし、下記の「自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜申込者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

＜印鑑登録証明書または登記事項証明書について＞

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足る信用性があると認められるもの

＜誓約書について＞

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体。
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間については、平成27年12月1日から平成28年3月31日までとします。

(2) 使用許可の更新

平成28年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年（平成29年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新します。

(3) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、設置期間分の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用許可の更新後の使用料

「前記4(2)」の使用許可を更新する場合、更新後の使用料については、「前記4(3)アの金額／122日×365日（百円未満切上げ）」とします。

ウ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用許可書発行後10日以内）までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

(5) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(7) 受付期間

平成27年11月4日(水)～平成27年11月18日(水) 必着

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(7) 受付期間

平成27年11月4日(水)～平成27年11月18日(水)

【午前9時～12時、午後1時～5時】

※ 受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内(本庁舎1階)

京都市文化市民局地域自治推進室 まで

(2) 必要書類(各1部ずつ)

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目(自動販売機用)

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) その他

ア 上記以外による受付(電話、電子メール、ファックス等)は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、地域自治推進室のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 様式2 にその内容を記入のうえ持参してください。

(1) 質問書受付期間（持参のみ）

平成27年11月4日（水）～平成27年11月11日（水）

【受付は平日の午前9時～12時、午後1時～5時】

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（本庁舎1階） 京都市文化市民局地域自治推進室

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に地域自治推進室ホームページに掲載して回答します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、地域自治推進室のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

平成27年11月20日（金）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また、文化市民局地域自治推進室ホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 前記「2 設置条件等」の第1及び第2グループのいずれか一つに同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの
- エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- オ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- カ 訂正、削除及び挿入等があるもの
- キ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

8 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4-(4)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

参考資料

○ 北区総合庁舎の職員数

166人（平成27年10月1日現在）

○ 機器別販売実績（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

施設名称	設置場所	販売本数
京都市北区総合庁舎	本庁舎1階（中央入口ホール）	13,600本
〃	西庁舎1階（入口風除室）	2,324本

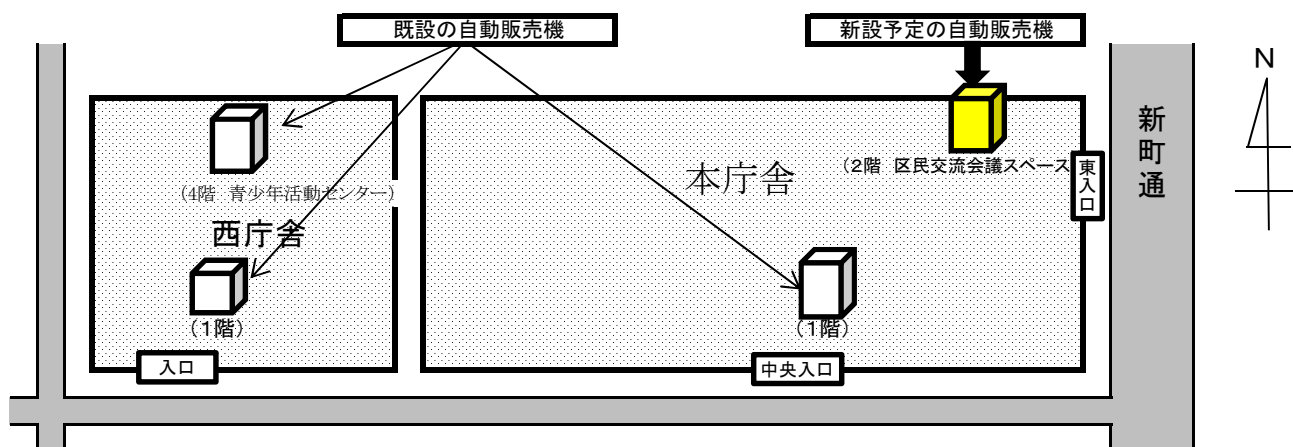
※販売実績は、缶，びん，ペットボトル等すべての販売本数合計です。

容器の形状別，販売単価別の販売本数実績は公表しません。

【問合せ先】**京都市文化市民局 地域自治推進室（担当：早瀬）****〒604-8571****京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地****電話（075）222-3048（直通）**<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

○北区役所

概要図



詳細図

